

東広島市と第一環境株式会社との包括連携に関する協定書

東広島市（以下「甲」という。）と第一環境株式会社（以下「乙」という。）は以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が人的・物的資源を有効に活用し、相互の連携を強化し地域全体で支え合う体制を確保することにより、地域福祉の向上や安心して暮らせるまちづくりに寄与することや、災害・事故等による緊急事態発生時に応急対策及び復旧対策に係る措置を円滑に遂行することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障の無い範囲で、取り組むものとする。

- （1）市域の子どもや高齢者の見守り等による地域福祉の向上に関すること
- （2）道路破損等の情報提供に関すること
- （3）不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること
- （4）防災及び災害発生時における相互協力に関すること
- （5）その他の地域活動支援・地域の活性化、市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項に係る具体的な実施内容について、必要に応じ双方の協議により、別に定めることとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責事項）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及びしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項に関する内容について、知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務

を負うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が何らかの意思表示をしないときは、甲と乙が別に取り交わす東広島市水道料金等徴収等業務委託の期間内において、その効力は継続するものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

以上の協定締結の証として、本書2通を作成し、双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年（2022年）7月12日

甲 東広島市
東広島市長 高垣 廣徳

乙 第一環境株式会社
代表取締役社長 岡地 雄一